

各 

|           |
|-----------|
| 都道府県知事    |
| 市 町 村 長   |
| 特 別 区 区 長 |

 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について  
(健康増進法等関係)

本日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）が公布され、健康増進法（平成14年法律第103号）等の改正に係る規定が施行された。また、同日、整備法の一部施行に伴い、健康増進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第97号）が公布・施行されたところである。

これらの改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関に対する周知等について遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

第1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

健康増進法の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施する健康増進事業について、市町村が住民の過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資するよう住民の転居に際し自治体間で検診結果等の情報連携を可能とすることを趣旨としたものであること。

2 改正の概要

(1) 健康増進法の一部改正（改正後の健康増進法第19条の4及び健康増進法施行規則第4条の3関係）

- ① 市町村は、当該市町村の住民であってかつて当該市町村以外の市町村（以下「他の市町村」という。）に居住していたものに対し健康増進事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができるものとする。

当該「健康増進事業に関する情報」は、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2に掲げる事業（同条第4号及び第5号に規定する特定健

康診査非対象者に対する健康診査及び保健指導を除く。以下この①において「検診」という。)に関する情報のうち次に掲げる情報とすること。

- 一 検診(精密検査(既に行われた検診の結果に基づき、より精密なものとして行われる検診をいう。三において同じ。)を除く。二において同じ。)の受診の有無
- 二 検診を受診している場合にあっては、次に掲げる情報
  - イ 当該受診の年月日
  - ロ 当該検診を実施した機関の名称
  - ハ 当該受診時における当該住民の年齢
  - ニ 当該検診が当該住民に対して個別的に実施されたものであるか又は集団的に実施されたものであるかの別
  - ホ 当該検診の結果
- 三 精密検査が必要である旨の通知があった場合にあっては、次に掲げる情報(ロからニまでに掲げる情報については、当該住民が当該精密検査を受診している場合に限る。)
  - イ 当該精密検査の受診の有無
  - ロ 当該精密検査の受診の年月日
  - ハ 当該精密検査を実施した機関の名称
  - ニ 当該精密検査(肝炎ウイルス検診及びがん検診に係るものを除く。)の結果

② 市町村は、①の情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うよう努めなければならないものとする。

当該「情報通信の技術を利用する方法」は次に掲げるものとする。ただし、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないこと。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
  - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(2) 番号利用法の一部改正(改正後の番号利用法別表第2の102の2の項関係)  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25

年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。) 別表第 2 に 102 の 2 の項を追加し、市町村長が健康増進事業の実施に関する事務を処理するために必要な健康増進事業の実施に関する情報の提供を求めることができることとすること。

なお、当該「健康増進事業の実施に関する事務」及び「健康増進事業の実施に関する情報」については、追って、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号)を一部改正し具体的な内容を規定する予定であるが、(1) ①と同旨の内容を想定している。

## 第 2 令和 4 年度データ標準レイアウト改版に向けた今後の作業等について

番号利用法に基づく情報連携に用いるデータ標準レイアウトの改版に係る今後のシステム整備については、令和 4 年度向け改版作業の中で適切に対応いただきたい。

また、本年夏頃に、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成 16 年厚生労働省告示第 242 号)に基づく標準的な電磁的記録の形式について通知する予定であり、併せて必要なシステム改修等の対応を願いたい。

その際、必要に応じて「疾病予防対策事業費補助金」における「健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業」も活用されたい。

## 第 3 施行期日等

第 1 の 2 に係る整備法の規定及び健康増進法施行規則の一部を改正する省令の施行期日は、公布の日(令和 3 年 5 月 19 日)とすること。

なお、健康増進事業に関する情報に係るマイナンバーを活用した情報連携(第 1 の 2(2)に基づく情報連携)については、令和 4 年夏のデータ標準レイアウト改版後の実施を予定しているため留意すること。